

弁護士法人常磐法律事務所

# GIVERS GAIN

2022 SPRING  
issue.11

巻頭特集

## 自動運転技術と 交通事故賠償責任

法務のミカタ

## 第5回事務所研究発表会

新入所員紹介

弁護士 川原 佑基



# 自動運転技術と交通事故賠償責任

自動運転の技術は日進月歩で進化しています。

しかし、全ての車が完全自動運転化しない限り、交通事故はなくなりません。

●自動運転中に、事故が起きた場合の民事賠償責任や刑事責任はどうなるのか。

●事故の賠償責任は、メーカー側の責任になるのか、運転手側の責任になるのか。

●ほかにも責任を負う主体があるのか。

今回は、現行法を前提とした場合、各問題について解決の方向性をお伝えします。

## 【自動運転のレベル】

自動運転の車で事故が発生した時の責任の所在については、自動運転のレベルに応じた場合分けが必要です。

自動運転のレベルについては、次の表にあるアメリカ自動車技術会、通称SAEによるJ3016で定義された5段階の指標で区分されることが多いです。

### レベル①「運転支援」

現行車両（普通乗用自動車）です。

### レベル②「部分自動運転化」

衝突軽減ブレーキ装備車両などを意味します。現行車両に装備されている運転支援システムのほとんどがこのレベル②の状態です。

### レベル③「条件付き運転自動化」

一定の条件下では、運転中に携帯電話の操作や、動画の視聴などといったセカンドタスク（運転以外の作業）をしても良いとされています。しかし、条件が解除された時のために、運転手は即座に手動運転できる状態であることが求められます。

任を負い、その後、システムのエラーの原因を作り出したメーカーや販売店に求償をしていくことになると思います。

このように、現行の法制度を前提とした場合、被害者目線で見ると、物的損害と人的損害で、請求する主体が変わり得るということがあります。

### 【メーカーや販売店の責任】

レベル④⑤相当の自動運転車両がシステムのエラーで事故を起こした場合、そのような車を販売した販売店やメーカーはどのような責任を負うのでしょうか。

自動車販売店は、自動運転システムが正常に作動しないような車を売ったという点で、買主に対する債務不履行責任（民法415条）を問われる可能性があります。つまり、売主である販売店としては自動運転システムが正常に作動する車を引き渡すことが、契約に適合した目的物であるところ、それをしなかったことが契約不適合となり債務不履行となる（民法562条）ということになります。

よって、自動車保有者は自分の車両の損害や、保有者として被害者に支払った金額を損害として、販売店に債務不履行責任を追及することが可能となります。

一方、メーカーは、製造物責任法3条に基づき責任を負うこととなります。製造物責任法は一般的にはPL法と呼ばれている法律で、メーカーは、製品の「欠陥」により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、賠償責任を負います。

先日、ホンダのレジェンドが渋滞中という限定条件付きで、このレベル③に相当する自動運転車をリリースして話題になりました。

### レベル④「高度自動運転化」

高速道路内といった限定領域内ですが、運転手が完全に運転から解放されるというものです。システムによる自動運転が困難になった場合、自動的に車両が停止し、運転手に運転の交代を促します。

### レベル⑤「完全自動運転化」

レベル④の領域を限定せず、いかなる状況においても、システムが車両を安全・円滑に走行させるというものです。運転手はもはや電車の乗客と一緒で、目的地を設定したら、あとは電車に乗っているのと同様に、運転行為は一切しないことになります。

レベル①～⑤までを具体的にイメージできましたでしょうか。

### 【自動車事故における賠償責任の根拠】

自動車事故が発生した時に、運転手や車両の所有者が賠償責任を負担することで「欠陥」とは何かが問題となりますが、それは「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定義されています。よって、レベル④⑤相当の車は、運転手が運転しなくても事故が起きないように設計されているため、それが通常有すべき安全性であり、そのシステムのエラーで事故が起きた場合、それは「通常有すべき安全性を欠いていた」という評価になるでしょう。

前述したとおり、レベル④⑤相当の自動運転車両の場合、物的損害については、運転手個人への賠償責任の追及が困難です。販売店やメーカーに前記の法律を根拠に賠償責任を追及せざるを得ないことになるでしょう。

### 【具体例の検討】

ここでは、レベル③「条件付き自動運転化」に相当する自動運転車が事故を起こした場合の賠償責任について具体的に考えてみたいと思います。

高速道路上の渋滞下であれば、自動運転中は、運転手は携帯電話の操作などのセカンドタスクをすることができ、自動運転中にブレーキが完全に作動せずに追突事故を起こし、前車の運転手がむち打ちになった。運転手が注視していれば、前車が停止中であることに気づき、事故を回避することができた。この場合、運転手や車両の保有者は、どのような責任を負うのでしょうか。

このようなケースの場合、運転手の責任については、具体的な事故が起きた状況によって場合分けが必要です。

する民事上の根拠は、物的損害であれば民法709条、人的損害であれば、自賠法3条という法律が適用されます。

レベル④⑤相当の自動運転車両の場合、運転手は運転行為自体を行わないため、前述した法律をそのまま適用し続けられるのかという疑問が生じます。

民法709条は、過失を要件とする賠償責任のため、運転を求められていないドライバーに何らかの運転に関する過失を求めることは基本的には難しいと思います。よって、物的損害については、レベル④⑤に相当する自動運転車であれば、事故はシステムのエラーが原因と考えられることから、後述するメーカーや販売店が責任を負うことになると思われます。

一方、自賠法3条は、車両の保有者に事実上の無過失責任を課したもので、システムのエラーであっても、車両の運転手や保有者は、自賠法3条の免責の要件を満たさず、原則として被害者に対して一次的な賠償責任を負います。

例えば、悪天候により自動運転機能が上手く作動しない状況があり、本機能が解除される旨の警告が出たが、運転手がこの警告に気づかなかったという場合。これは、システム側が運転手に介入要請を出していたにもかかわらず、運転手が見落としたことに原因があるので、運転手に過失が認められ、物的損害、人的損害を含めてこれまでと同様に賠償責任を負うことになるでしょう。

一方、自動運転機能が作動し、システムからの介入要請もなかったのに、追突した場合、事故の原因は単なるシステムのエラーであって、かつ、運転手はセカンドタスクが許容され運転から解放されているので、運転手が前方を注視していなかったとしても、基本的には運転手に過失を問うことはできないと思われまます。

よって、被追突車両の物的損害については、運転手は損害賠償責任を負わず、メーカーや販売店に責任を追及していくことになるでしょう。被追突者の人的損害については、前述したとおり、運転手や車両の保有者は、自賠法3条責任は免れませんので、賠償責任を負うということになりそうです。

### 【最後に】

以上、民事上の責任について検討しましたが、刑事責任については、運転手の過失が要件であり、レベル④⑤の自動運転車が死亡事故を引き起こした場合は、新たな処罰法を作らない限り、刑事責任を追及することは困難です。

**レベル①「運転支援」**

システムが、「前後」「左右」いずれかの車両制御に係る運転タスクのサブタスクを実施する



衝突被害軽減ブレーキやACC（アダプティブクルーズコントロール）【例：スバルのアイサイト】

**レベル②「部分自動運転化」**

システムが、「前後」「左右」両方の車両制御に係る運転タスクのサブタスクを実施する



自動ステアリング操舵機能付きのACC【例：トヨタのミライ】

**レベル③「条件付き運転自動化」**

限定領域内では、システムがすべての運転タスクを実施してくれるが作動継続が困難な場合、運転手は、システムの介入要求に対して、適切に応答することが期待される



セカンドタスク（運転以外の作業）をしても良い【例：ホンダのレジェンド】

**レベル④「高度自動運転化」**

限定領域内ですが、システムがすべての運転タスクを実施し、かつシステムによる作動継続が困難な場合、運転手が介入・応答することは期待されない



高速道路において、入口と出口を設定したら、あとは高速の出口付近まで、運転手は運転から解放される

**レベル⑤「完全自動運転化」**

いかなる状況においても、システムが車両を安全・円滑に走行させる



また、民事上の責任についても、前述したとおり、二つの事故については、運転者・保有者・販売店・メーカーなど複数の主体が賠償責任を負う余地が出てきます。この複数の賠償義務者がどのような関係に立つのか、いわゆる不真正連帯債務となるのか、その求償関係はどうなるのかなど、賠償責任保険の制度論も相まって、今後の立法的課題と言われています。

いずれにしても、レベル④に相当する自動運転車が相当程度普及するまでには、法整備が求められることになると思いますので、今後も注目をしていきます。

代表弁護士 常磐重雄

## Chapter.2

### 超高齢化社会の必修科目! 家族信託の基本と賢い活用例

高齢者の財産管理・相続といえば、成年後見制度、任意後見、遺言等が主流ですが、近年になって、「家族信託」が注目され始めました。

家族信託とは、「家族の財産の管理・処分や遺産の承継のために、財産を信頼できる人に託して、自分が決めた目的のために運用・管理してもらう」という制度です。

例としては、図の通り、妻Sが、心優しい子Tに預金を託し、認知症の夫Bのために信託した預金を使ってもらう(施設費用の支払い)というものです。S自身が認知症になったとしても、Sの財産は、本人の希望通りBのために使われ続けることとなります。

後見制度では財産の柔軟な活用・運用ができず、遺言は本人が亡くなった際の相続しか定められないというマイナス点があり、本人の意思に従った柔軟な資産の活用ができる家族信託は一つの選択肢となり得ます。

税務上の負担もあり、活用例はまだそれほど多くありませんが、終活の選択肢として頭に入れておくことをお勧めいたします。

弁護士 浅井 崇裕



## Chapter.3

### 家事事件実務からみた民事執行法改正

昨年、直接強制(裁判所の許可を得て、執行官という裁判所の職員が直接的に子の引渡しを実現する強制執行)という手続によってご依頼者様の子の引渡しを実現した実務経験等を研究発表のテーマとしました。

子の奪い合い紛争では、審判で子の引渡しが命じられても相手方が頑として従わない場合があります。このような場合、直接強制によって子を取り戻す必要が生じますが、以前の民事執行法には直接強制の明文の規定が無く制約も多く、その成功率は約3割程度に留まっていた。

そこで、子の引渡しの実効性を確保するため、改正民事執行法(令和2年4月1日施行)により直接強制の各規定が定められました。今回の直接強制で、新設されて間もない規定を手探りで試行錯誤した経験や実施までの事前準備、執行現場の様子等も併せて報告いたしました。

弁護士 渡邊 さち穂

## Chapter.4

### 2021(令和3)年民法・不登法改正 ~所有者不明土地問題の解消~

近年、所有者不明の土地や空き家の増加が全国的に広がり、社会的な問題となっています。こうした社会的な背景を受けて、令和3年4月、民法等の改正や、新たな法律の制定がなされました。その内容は、相続に関する事項や、共有制度の見直し、新たな財産管理制度の創設等、多岐にわたります。今回の法整備により、これまでは打つ手がなかったけれども、今後は何らかの対処ができるというケースが生じるように思います。

また、相続問題の速やかな解決を促す趣旨で、いわゆる「相続登記の義務化」や「特別受益等の主張の制限」も新たな規律として設けられました。日々忙しい生活を送る中で後回しにしてしまう方も多いうように見受けられますが、相続の手続は、一般に時間が経つほど解決が困難になるといわれます。より一層、相続の問題には早期に着手することが望ましいといえるでしょう。

弁護士 石川 由衣

## Chapter.5

### 接骨院モラル事案の事案処理

接骨院の中には実際は施術をしていない施術内容を施術証明書に記載したり、実際に患者が来院していないにもかかわらず来院したという虚偽の内容を施術証明書に記載したりするなどして、架空の施術費用を損害保険会社等に請求する詐欺事案が現実として存在します。このような不正請求は、詐欺罪として刑事事件としても問題となりますが、不当利得、不法行為といった民事上の問題も存在します。

本発表においては、このような不正請求の仕組みや不正請求の調査について発表をいたしました。このような接骨院の存在は他の大多数の真面目に経営をしている接骨院の評判を下げると共に我々の保険料にも影響を与えかねないものであるため、厳重な対応を行う必要があります。

弁護士 川原 佑基

事例でわかる!

## 法務のミカタ

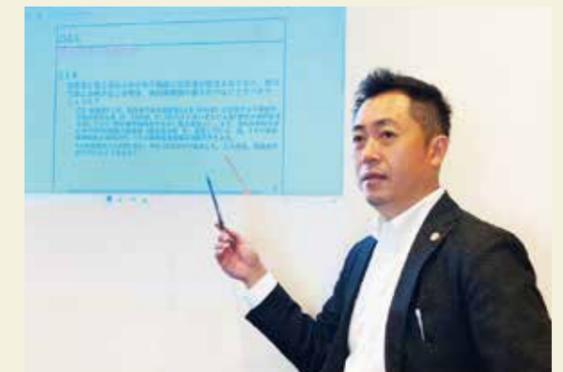
2022年1月22日に「第5回事務所研究発表会」を開催しました。



当事務所では、弁護士の知識向上とお互いの専門分野の情報共有の場として、毎年2回、「事務所研究発表会」を開催しています。

今回も各弁護士が知識・経験に基づきテーマを定めて発表しましたが、最新の法改正の解説あり、話題の分野についての実務研究あり、自らの専門知識に基づいた実践的な講義ありとバラエティに富んだ内容で、弁護士の知識向上・情報共有の場として非常に有益なものでした。

今後も事務所全体で研鑽を重ね、日々、より質の高いリーガルサービスを提供してまいります。お困り事がございましたら、どうぞお気軽にご相談下さい。



## Chapter.1

### 破産管財業務の勘所

当事務所では、破産管財業務を行っております。破産管財業務というのは、別の弁護士等が申し立てた破産事件について、裁判所から選任を受け、破産管財人として、破産者・破産会社の債権債務の整理を行い、破産者の財産を集めて、債権者に平等に配当するという業務です。

破産管財人になるためには、一定以上の弁護士としての経験が求められます。

事務所内でこれから破産管財人に選任される弁護士が増えていくことが予想されることから、代表弁護士である私から、事務所内研修として破産管財人としての基本的な心構えと破産管財人として陥りやすいミスについて、発表を行いました。

破産事件は、申立代理人として関与したり、破産管財人として関与したりと様々ですので、破産管財業務のスキルアップは、事務所として取り組むべきテーマです。

代表弁護士 常磐 重雄